

特定小売供給約款以外の供給条件

(平成 29 年 7 月 22 日からの大雨に係わる電気料金等の特別措置)

平成 29 年 10 月 1 日実施

20170913 資第2号

認 可

平成29年9月28日

料金その他の供給条件の内容ならびに実施期日および実施期間

平成 29 年 7 月 22 日からの大雨により、当社供給区域内のお客さまに多大な被害が発生し、秋田県大仙市に災害救助法が適用された。

このため、秋田県大仙市および隣接市町村※において被災されたお客さまから申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

※ 隣接市町村は、以下の 6 市町村。

秋田県:秋田市, 横手市, 由利本荘市, 仙北市, 仙北郡美郷町

岩手県:和賀郡西和賀町

- 1 被災されたお客さまの平成 29 年 6 月(支払期日が平成 29 年 7 月 22 日以降となるものに限る。), 平成 29 年 7 月および 8 月分の電気料金の支払期日(検針日の翌日から 30 日目)を各々 1 か月間延長する。
2. 被災されたお客さまが被災時から引続き全く電気を使用しない場合には、そのお客さまの被災日が属する調定月の次の調定月から 6 か月間に限り、電気料金を免除する。
- 3 被災されたお客さまが被災時から引続き全く電気を使用しないで、需給契約を廃止し、その後新たに電気の使用申込みを行なった場合で、その申込みが平成 30 年 1 月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが次のいずれにも該当するときは、その工事費負担金を免除する。
 - (1) 需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること。
 - (2) 契約負荷設備, 契約電流, 契約容量もしくは契約電力が、被災時の需給契約の契約負荷設備, 契約電流, 契約容量もしくは契約電力をこえないこと。
- 4 被災されたお客さまが被災後、臨時電灯または臨時電力の申込みを行なった場合で、その申込みが平成 30 年 1 月末日までに行なわれたときは、その臨時工事費を免除する。
- 5 従量電灯 C, 臨時電灯 C, 公衆街路灯 B, 低圧電力, 臨時電力, 農事用電力の被災されたお客さまで、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについては、平成 30 年 1 月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。
- 6 被災されたお客さまが被災後、引込線, 計量器, その付属装置, 区分装置および電流制限器の取付位置の変更申込みを行なった場合で、その申込みが平成 30 年 1 月末日までに行なわれ、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

附 則

本供給条件実施の際現に特定小売供給約款以外の供給条件(平成 29 年 7 月 31 日付け 20170731 資第 15 号認可。)の適用を受けているお客さまについては、本供給条件の規定を適用する。

以 上